

## *Meloidogyne enterolobii*に対する輸入検査における緊急対応について

### 1. 経緯

- ・ *Meloidogyne enterolobii*については、植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 6 条第 2 項に基づく栽培地検査を求める検疫有害動物として、植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。）別表 1 の 2 の 8 号で規定。
- ・ 今般、輸入検査において、規則で当該線虫の対象植物として規定されていないヤブラン属（*Liriope* spp.）植物の地下部から、本線虫が発見された事例。
- ・ 本年 6 月 5 日から、当面の間、以下の輸入検査を実施。

### 2. 輸入検査における対応

#### （1）対象植物

規則別表 1 の 2 の 8 号に掲げる国又は地域から輸入されるヤブラン属植物の生植物の地下部であって栽培の用に供し得るもの

#### （2）検査の方法

輸入植物検疫規程（昭和 25 年農林省告示第 206 号）別表第 1 で規定される検査数量の 2 倍の数量を検査